

# 公益財団法人栃木県農業振興公社役員等の報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、第105条（第197条において準用する第89条、同第105条）及び第196条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号、定款第14条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、公益財団法人栃木県農業振興公社の評議員及び役員（以下「役員等」という。）の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

## (報酬の種類及び通勤手当)

第2条 役員等の報酬は、本給及び特別手当とする。

2 前項に定める報酬のほか、通勤手当を支給することができる。ただし、常勤以外の役員等については、前項に定める報酬のほか、通勤手当も支給しない。

3 栃木県から現職で派遣され就任した常勤理事については、前2項の規定にかかわらず、職員の派遣に関する取決め書（以下「派遣取決め書」という。）に基づき支給する。

## (報酬の支払方法)

第3条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

## (報酬の支給方法)

第4条 役員等の報酬は、公益財団法人栃木県農業振興公社職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第7条の規定に準じて支給する。

## (報酬の決定基準)

第5条 役員等の報酬は、別記1の範囲内において、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。ただし、栃木県から現職で派遣され就任した常勤理事については、派遣取決め書による。

## (通勤手当)

第6条 通勤手当を支給する場合には、職員給与規程第8条に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員等に支給する。

2 前項に規定するもののほか、支給に関し必要な事項は、職員給与規程の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

## (特別手当)

第7条 特別手当は、毎年6月及び12月に別記2の範囲内において、支給することができる。

る。ただし、栃木県から現職で派遣され就任した常勤理事については、派遣取決め書による。

(日割計算)

第8条 新たに役員等になった者には、その日から報酬(通勤手当及び特別手当を除く。以下この条について同じ。)を支給する。

2 役員等が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 役員等が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人栃木県農業振興公社の設立の登記の日から施行する。

(注 公社設立登記日 平成24年4月1日)

附 則

この規程は、令和2(2020)年4月1日から施行する。

別記1

理事長	年間報酬総額	5,200,000円以内
専務理事及び常務理事	年間報酬総額	5,000,000円以内

別記2

年間特別手当総額	報酬月額	の2.5倍以内
----------	------	---------